

## セーフティ通信

運行管理者・ドライバーの皆様へ！

# 飲酒運転

## 待っているのは 悲劇と絶望

平成30年3月2日(金)午前3時頃、千歳市の道道で事業用大型貨物トレーラーが業務走行中、43歳の男性ドライバーが酒気帯び運転で逮捕されております。

- **酒酔い運転** 違反点数35点 免許取消(欠格期間最短でも3年)
- **酒気帯び運転(0.25mg/以上)** 違反点数25点 免許取消(欠格期間最短でも2年)
- **酒気帯び運転(0.25mg/未満)** 違反点数13点 免許停止

過去の運転免許取消歴や行政処分の前歴、違反歴などによって取消となることもあります。

### 【最悪、酒気帯び運転で死亡事故を起こし、逃走したら】

- 酒気帯び運転(0.25mg/以上) 25点**
- 死亡交通事故(一方的不注意) 20点**
- ひき逃げ(救護措置義務違反) 35点**

が加算されて、**80点**となり、運転免許取消(欠格期間10年)となり、**10年間**は運転免許を再取得できません。

### 【お酒の怖さを自覚しよう】

- **運転動作が大きくなり、雑になる**
- **体の平衡感覚が狂う(ふらつく)**
- **集中力がにぶる、視野が狭くなる**
- **気が大きくなる(理性・自制心の低下)**

- ◇ **飲酒することが分かっている場所へは、「車で行かない、行かせない」**
- ◇ **飲酒運転で仕事をクビになることは当たり前、今までの人生が無くなり、これからの人生は悲劇と絶望です……。**
- ◇ **晩酌は、ほどほどに、早朝運行があるときは、飲酒しないほうが賢明。**

～日々の運行前点呼でアルコールチェッカーの確実な実施～